

生活必需品の給与・貸与

住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。

【対象品目】

- ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ③ タオル、靴下などの身の回り品
- ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品
- ⑤ 鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥ 茶碗、皿、箸などの食器
- ⑦ 暑さによる健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
- ⑧ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつなどの消耗品

【認められない品目】

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、ドライヤーなどの家電製品

【費用の限度額】

夏季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上の加算額
半壊、 床上浸水等	6,300 円	8,400 円	12,600 円	15,400 円	19,400 円	1人につき 2,700 円

留意事項

- ・支給品は、世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。(見舞品ではないため、全ての品目給与又は貸与する訳ではありません。)
- ・申請窓口は、富山県 HP をご確認ください。
- ・手続には、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。
- ・現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。